

公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程等の特例に関する規程

制 定 平成 21. 4.1 規程 25

最近改正 平成 23. 4.1 規程 8

(用語の定義)

第 1 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理職員 公立大学法人大阪市立大学就業規則(平成 18 年規程第 13 号)第 53 条第 1 号に掲げる教職員
- (2) 管理職員給与規程 公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程(平成 20 年規程第 44 号)をいう。
- (3) 看護管理職員 管理職員のうち、職種が看護師又は助産師である者をいう。

(年俸の減額)

第 2 条 管理職員の年俸の額は、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの間に限り、管理職員給与規程第 6 条から第 9 条までの規定にかかわらず、これらの規定による年俸の額(以下「減額前の年俸の額」という。)から、減額前の年俸の額に次の各号に定める割合を乗じた額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得られる額とする。

- (1) 次号に掲げるもの以外の管理職員 100 分の 3.9
- (2) 看護管理職員 100 分の 0.8

第 3 条 前条の規定にかかわらず、管理職員給与規程第 17 条の 2 の規定による深夜勤務手当の算定の基礎となる年俸の額は、減額前の年俸の額とする。

(減額された年俸の支給方法)

第 4 条 第 2 条の規定により減額された年俸(以下「減額後の年俸の額」という。)を基本年俸と業績年俸に割り当てるにあたっては、減額前の年俸の額について管理職員給与規程第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用して得られる基本年俸の額(以下「減額前の基本年俸の額」という。)から、減額前の基本年俸の額に第 2 条各号に定める割合を乗じた額相当の額を減じて得た額を減額後の基本年俸とし、残りを減額後の業績年俸の額とする。

第 5 条 前条の規定にかかわらず、公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程(平成 18 年規程第 140 号)第 5 条の 2 の規定による退職手当基礎額の算定の基礎となる基本年俸の額は、減額前の基本年俸の額とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22.4.1 規程 75)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23.4.1 規程 8)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。